

参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和四十五年四月九日(木曜日)
午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員 高田 浩運君
徳永 正利君
山崎 五郎君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
占部 秀男君
中村 英男君
中沢伊登子君

国務大臣 労働大臣 野原 正勝君

政府委員 人事院事務総局 職員局長 島 四男雄君
総理府人事局長 栗山 廉平君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
林野庁長官 松本 守雄君
労働大臣官房長 岡部 實夫君
労働省労政局長 松永 正男君

事務局側 常任委員会専門 員 中原 武夫君

説明員

労働省労働基準
局安全衛生部長 東村金之助君

本日の会議に付した案件

○労働問題に関する調査
(公務員の労働基本権に関する件)

(白濁病に関する件)

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

労働問題に関する調査を議題とします。

大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野原労働大臣。

○国務大臣(野原正勝君) 昨夜、大阪におきましてガスの爆発事故が起きましたので、その状況を御報告申し上げます。

本災害は、昨夕四月八日、午後五時四十五分ごろないし五十分ごろ、大阪市地下鉄二号线の作業現場におきまして、都市ガスパ管から漏洩したガスに引火して惨事が生じたのであります。被災者数は、現在判明したところでは、死者七十一名、重軽傷二百八十三名という数に達しております。

この原因につきましては、目下関係省と協議して、詳しい説明につとめておるところであります。とりあえず、昨晩労働基準局長を連座大臣と一緒に同行させまして、現地に急派いたしました。さらに、本朝大野政務次官を大阪に向かわせまして、現地の指揮に当たらせております。

このたびの災害におきまして多数の死傷者を出しましたのであります。特に、亡くなられた方々に対しましては、誠に御冥福をお祈りする次第でございます。

○委員長(佐野芳雄君) それでは、これより質疑

を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 私、質問する前に、実はILO八七号条約の批准に関連をして、公務員制度審議会の問題点とからめて総務長官にお伺いしたいと思っております。きょうは来られないというんで、やはり内容が、人事局長じゃ怪しいというじゃないですか、そういう機会をつくっていただきたというのを委員長にお願いをして二、三質問をしたいと思っておりますが、公務員制度審議会の経過はいまどうなっておりますか、それをひとつ報告してもらいたい。

○政府委員(栗山廉平君) 御承知のごとく、公務員制度審議会は、ただいま第二次の審議会に相なっております。この第二次の審議会は、昭和四十三年の十月二十四日から発足いたしておるのでございます。委員の任期は二年でございます。したがって、ことしの十月の二十三日には終了するということに相なっております。そこで、十月二十四日に発令になりました、翌日から会合が始まったわけでございますが、月に二回原則として会合を行なおうというふうな申し合わせができておるわけでございます。

そこで、いままでに行ないました会合は、二十五回会議を持っておるわけでございますが、ごく簡単に申し上げますと、最初の一回から四回までにつきましては、ILOの関係で国内法が変わりましたその関係の在籍専従の問題を審議いたしました。五回目から、この審議会の本来の申しまして、審議会が本来的に課せられております公務員関係の労働基本権の問題の審議に入っております。その冒頭におきまして、どういふふうな審議の方向に持っていくかという相談が当然あったわけでございまして、労働基本権という

ものは、いろいろ分けては考えられますけれども、非常に密接に入り組んだ関係がございます。単独にこれを引き分けて取り上げて審議するということはなかなか困難である。しかし、他面、これを同時に審議するということも、やはり審議をするという整理の上から考えますと、いろいろ混乱を起す面もあるという前提をわきまをしながら、結局、審議の整理の関係からしまして、まず団結権というものを中心にまず取り上げて、それから交渉権なり争議権なりの方向へ持っていくというこの審議上の整理をいたしまして、団結権という問題を中心に入っていくというふうな方針でございます。そこで、五回から九回ぐらいまでこの団結権の基本論議をいたしまして、十回目から個々の団結権の問題を取り上げていくというところで、公務員の中で団結権を法律上禁止されているグループがあるわけでございます。警察とかあるいは自衛隊、それから地方公務員の消防、それから国家公務員のさらに海上保安庁とかあるいは監獄の職員と、それから入国警備官といったような種類がございますが、そういう団結権を禁止されておるグループにつきまして、これはみんな事情が違いますが、個々にこの事情を調査し、審議をしていくというところで、その問題でいままでずっと詳しく、これは当然交渉権その他の問題にも響くわけでございますけれども、団結権を中心に審議をいたしてきたわけでございます。この審議は二十四回をもちまして終わったものというか、一応この審議を打ち切りまして次の段階に進む、すなわちこの間の三月三十日に開かれました第二十五回から次の段階に進もうというところで、団結権の次の交渉権とちよ

とで、この前の二十五回におきましては、その総括的な審議が行なわれたわけでございます。したがって、この次の二十六回からはこの個々の審議に入りまして、それから続いて交渉権なり争議権なりについていくというふうに大体見通しがついておるわけでございます。

ごく簡単にござりますが、概略を申し上げまし

○占部秀男君 そうしますと、団結権の問題は、ある程度審議を終えて、いま団交権関係の問題にやや入っておるといふお話ですが、今度の公制審は、あなたが言われているように、十月二十三日にはもう答申をして終わらなければならぬ、できれば答申をして終わるようにする、そうすると、おそろく答申をまとめるだけでも二カ月くらいはかかるんじゃないかと私は思うのですが、そうすれば、実際の審議というのは四、五、六、七、せいぜい八、大体この四カ月からそこらしかないと思うのです。この中で、交渉権の問題に入るとはいうものの、ストライキ権の問題がまだあるわけですから、答申の見込みはあるのかないのか、そういう点ひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(栗山廉平君) 先生御承知のごとく、この審議会はきわめて独立的と申しますか、がちりちりした構成になっておりまして、審議の進め方その他万般につきまして、ほとんど審議会が独自にいろいろお進め願っておるわけでございます。したがって、だいたい先のことにつきましてはどうなるかといったようなことはつきり私から申し上げられる立場にないのでございますけれども、いままでの審議のぐあいから見まして、わりあい円滑に、また能率的に進められておるのではないかと、また私がいましておるわけでござ

○占部秀男君 公制審がほかの審議会よりは政府側の、何というか、影響力というか、ある程度強いということはおもく知っておるのですが、なぜこういうことを言うかという、御案内のように、ドライヤー勧告があつて、政府もこれを受け

入れ、総評その他中連もこれを受け入れて、そして今度の公制審となつたわけですね。これは内容はもちろん公務員関係——国公、地公、公企勞、地公企勞関係の労働基本権の問題でござい、公制審そのものは、これはやはり国際的な関係のある中から生まれた問題であつて、したがつて、あまりこれが長く延びていくというものは、これは国際信義の上からもおもしろくないと私も考へておるわけですね。そこでお尋ねをしたわけですが、おそろく第二次では完全な答申は出ないと思ふのですけれども、もし出ない場合には続いて第三次と、こういうことになるわけですか。

○政府委員(栗山廉平君) ただいまの先生の御質問は、結論が出ない場合にはどうかということでございますが、結論が出るか出ないか、これはちよつと先の問題でございまして、先ほど申し上げましたように何ともわれわれとしては判断できかねる問題でございまして、しかし、なるべく終結に持っていきたいということ委員の皆さまが非常に御努力をなさつておられるということは、これはわれわれ感じしておるわけでござい、そこで、もしもかりにこの第二次で結論が出ない場合に第三次に持っていくのかどうなのかという御質問でございますけれども、この点もわれわれ事務局でござい、この点もわれわれとは申し上げられない立場にござい、第一、第一次の審議会の例等から判断いたしますれば、そういう事態も考えられるのではないかと、うふうな気がいたすわけでござい、

○占部秀男君 いまで団結権の問題点についてある程度審議が行なわれたというのですが、その審議の内容は、きつとはまだとまらなくとも、三者構成になつておるわけですから、三者である程度の意見がまとまつたというものと、まだまとまらないものと、あるいは全体的にまとまつたか、そういう内容の点についてちよつと……

○政府委員(栗山廉平君) ごく簡単に申し上げますが、団結権の問題につきましては、これまでの審議は、先ほど申し上げましたように、一般的な

論議が数回ございまして、それから禁止をされてくるグループの個々につきまして審議が行なわれたというのが現実の事情でござい、そこで審議の内容としましては、主として労働側と、それから使用者側というものが意見を出されまして、お互いに質疑等もござい、したがつて、結論を出すというものは、最初に申し上げましたように、いわゆるこの労働三権は非常に密接な関連にござい、ゆえに、団結権なら団結権というものだけを取り上げて、それだけについての結論を出すということはそう簡単にはできない、それで、三つなら三つにつきまして論議を尽くした上で最終的に同時のかつこうで出すのがいいであらうといふ大體成り行きになつております。したがって、団結権そのものについては、これだけ取り上げての結論というものはまだ出しておられないわけでございます。しかし、お互いの論議は相当出しておりまして、その取りまとめ等もいたしてござい、おきまして、最終的に三つなら三つの問題につきましての同時的な結論を出そうというふうな進め方で行つておるわけでござい、

○占部秀男君 私もそう思うのですが、団結権、交渉権、スト権は、これは一連の問題ですから、結論的な答申ということになると総括するようになつておるわけですが、いまの団結権の問題で、局長の御答弁ではまだちよつとわからないところがあるので教えていただきたいのですが、この団結権の問題の一般的な論議というお話なんですけれども、これはどうせあとで詳しく整理したものはいただけるとおるのですが、この一般的な論議の、何というか、傾向ですね。いま御存じのように、労働法規の上では同じ団結権でも、労働組合法上の団結権といふのは職員団体としての団結権と二色あるわけですね。一般に国家公務員、地方公務員等の一般職は職員団体という形の団結権しかない。ところが、公営企業あるいは現業のそれは、地方、中央を通じて労働組合法上の団結権の扱いを受けておるわけですね。そこで、いまま

で審議された一般的な論議の傾向は一体どういう形になつておるのか。

○政府委員(栗山廉平君) 団結権につきま、一般的な論議、審議会ではフリートリーキングといふようなことを使つておつたのでありましたが、ごく簡単にいいますと、官公労働者の基本権といふものは、諸外国では相当広く認められるような傾向になつてきておる、そういう点から見ると、日本のほうはやはりそれを相当な参考として考えるべきではないかといふようなことが第一に述べられておつたわけでござい、それから管理職員の範囲の問題とか、団結権と関連があるわけですが、登録制度、在籍専従といふようなことについても、どうも法律による規制が加へられておる、これは不適當であるといふたような発言、それから争議行為等に対する罰則や懲戒処分が重過ぎるといふたような、団結権そのもののじゃありませんが、関連していろいろ、フリートリーキングですけれども、関連していろいろたわけですが、なお警察職員等についてはやはり団結権は認める方向で考えるべきではないかといふたような——これはごくとりとめてござい、が、そういうようなフリートリーキングが労働側からなされておるわけでござい、要するに、言わんとするところをごく一まとめにいたしますと、公務員等につきましても民間と同様に労組法一本にして取り扱うべきだ、特別の立法をするのはやはり好ましくないのではないかと、うふうなことがその根本にあつてのことにとれるわけでござい、使用者側からの発言をいたしましては、諸外国の公務員制度といふものは、やはりそれが成り立つその国の特有の社会的背景とか土壌といふものがあつて、公務員制度と一口に言つても国によつてみんな違ふといふことを念頭にに入れて考えるべきではないか、わが国としましては、したがって各国と異なる特有の背景とか事情がやはり存在しておる、したがつて、まずわが国のそういう特有の背景なり、土壌なりの上に立つた

現状認識から出発するのがいいのではないかと
いうような論がなされておるわけでございます。そ
れからさらに、したがって、公務員等につきまし
て労組法一本でなくて、民間と異なる取り扱いが
なされておるといふのはそれなりの特殊性がある
からであつて、やはりそういう点からして、公務
員等はなぜ民間と異なる特殊性があるかという点
の認識をまず行なう必要があるのではないかと
いうような点がごく大ざっぱでございますが、その
フリートキングの中のおもな論点であつたわけ
でございます。

○占部秀男君 この問題については、政府側の委
員の発言はなかつたのですか。

○政府委員(栗山廉平君) 先生のいまの御質問、
ちょっと私的確にとらえ得たかどうか疑問な
んですが、委員は、御存じのように、いわゆる三
者の構成でございます。学識経験者、つまり中
立と申しますか、公益と申しますか、この委員が
八人、それから使用者側、労働者側それぞれ六人
という、大体三者的な構成になつておるわけに
ございます。したがって、政府側の委員の発言
とおっしゃいますけれども、政府側の委員という
ほうは、政府側のほうから求めて発言するという
ことはございませんで、たとえば、警察なら警
察、自衛隊なら自衛隊の団結権禁止ということに
ついての論議をするにあつて、警察なら自衛隊
なりのたとへば職場の構成なり、そういったよ
うな現状の説明を求められるということ、いろ
ろ法律上の説明、実質的な説明といったようなこ
とは、これはもう審議会の委員の方のお求めに
応じていたすわけでございますが、政府側から
、特段にこちらのほうから積極的に意見なり何
なり申し上げるというようなことは相なつてお
りませんのでございます。

○占部秀男君 なぜこういふことを言うかとい
うと、いま諸外国の問題が生まれたけれども、こ
れは局長御存じのように、ほとんどの国では、団結
権について日本のような扱いをしておるところは
めずらしいわけですね。ほとんどが、労働組合法

上のいわゆる団結権としては、皆働く労働者とい
う立場から団結をしておる。しかし、交渉権ある
いはストライキ権の問題については、それぞれの
職権別といふか、あるいは業務の状態によつ
て制限されておる問題もあるし、禁止されてい
る問題もある。しかし、およそ団結権と団交権のあ
る程度までは、ほとんど同じ扱いをしておるの
ではないかと、われわれ一般的に見てそう考へてお
るわけですね。今度の公制審の途中でも、御存じの
ように、当面のILO関係の処理の問題でござい
たが起つて、そうスムーズに公制審がいつてい
るわけではない。そういう中であつたことが起
つたときにも、政府側の、使用者側の立場は相
当強く出ていたと思うんですよ。したがって、今度
の公制審の審議全体の上に、必ずしも政府が全然
意向を入れてないといふふうには、われわれは考
へ取れなかつたわけですから、したがって、そう
いう質問をしたのですが、そうすると、この問題
は、いまのところ団結権の問題としては、両方が
言ひつばなしの状態になつておると、簡単に平た
いことばで言へば、そういう状態といふふうに理
解していいわけですか。つまり労働者側と使用者
側がそれぞれの立場から団結権の性格の問題につ
いては言ひつばなしの形になつておると、ことば
はちよつと荒いですが、その点いかがです
か。

○政府委員(栗山廉平君) 言ひつばなしとお
っしゃいますと、何かこう一方的というかつこうに
とられるわけでございますが、両方からそれぞれ
発言がございまして、これに對しまして質疑とい
いますか、質問といふか、そういう点は活発
に行なわれておるわけでございます。ただ、先ほ
ど申し上げましたように、結論をつくるような討
論には至つていない、これは最後に残されてい
るというふうなわれわれは考へておるわけござい
ます。それから、もう一つ最初におっしゃいまし
た外国の問題等でございますが、審議会でもこの
話が出まして、共同調査をやつたり行なつたり、外
国のですね。政府側の資料は一方的と申しますと

たいへん恐縮なんです、要するに共同で調査し
た資料を参考にしようというふうなことで、共同
調査の話が出されておるわけでございます。おそ
らく三者共同で調査がなされることであらうとわ
れわれ考へております。

○占部秀男君 それから、禁止されておる個々の
グループの問題で発言がされた、こういうこと
ですが、その禁止をされておる個々のグループの
発言をされたというその対象になつておるのは、
おおよそどういふ問題でしたか。

○政府委員(栗山廉平君) 簡単に申し上げます
が、法律上団結権が禁止されておるグループと申
しますのは、国家公務員で申し上げますと自衛
隊、それから警察は国家公務員と地方公務員両
方——ほとんど地方公務員が多いわけございま
すけれども、一応国家公務員もおりますので警察
職員、それから海の警察としまして海上保安庁の
職員、それからさらに刑務所でございまして、監
獄職員、それから入国警備官といふのがございま
す。これは法務省にございまして、それから地方公
務員といひましては、ただいま申し上げました
警察職員の中で非常に多くの部分が地方公務員に
おられるわけでございます。これは当然そうなつ
ております。それから消防の職員でございます。
そういうふうな現状に相なつておりますが、これ
につきまして、まず一番何といひますか、国民と
して一番わかりやすいといひますか、身近といひ
ますか、そういう関係で警察職員の団結権問題に
つきまして最初に審議に入つたわけございま
す。審議のやり方としましては、先ほどちよつと
申し上げましたように、警察の仕組みなりあるい
は作業の現状なりといったようなもの、それから
法律の上で団結権が禁止されておるといふ、それ
の理由といひますか、原因といひますか、そうい
うものにつきましても詳しく関係当局から聞きま
して、その上でいろいろの御意見をお出しになつ
て審議をなされたというふうなのが審議の進め方
の順序でございまして、そうして意見が大体出ま
したところで両方の要約をするというふうな作業

を實際しているわけでございます。ごく簡単に、
警察のことを例にとつて申し上げますと、労働者
側からは、やはり警察職員といへども、憲法二十
八条で労働基本権が認められておるのではない
か、したがって、団結権も認められるべきであつ
て、諸外国でもそういう例もあるように聞いてお
るといふような発言もございまして、また、団結
権が認められないと考へて不満が高まつて、職
務を行なう上に支障を来たすのではないかと
いふような点。それから、団結権を与えると職務と
何か対立するやうなことがあるといふやうなこと
を言う方もあるけれども、そんなことであつては
いけないと、団結権といふものはそういうほうに
いくべきでないといふやうな御議論等々あつたわ
けでございます。それからまた、使用者側のほう
からの御意見といたしましては、警察職員につ
きましても、憲法上そういった労働基本権を有する
ものだと申して、職務の關係からしまして、つま
り国民の生命と財産を守つたり、それから国の安
全秩序を直接維持するといふきわめて重要な職務
であるといふ特殊性からしまして、特にその厳正
な服務あるいは規律の保持が必要であると。した
がつて、そういう場合に団結権を認めるというこ
とは、やっぱり職務遂行上困るのではないかと
いったやうな議論、それから、いまの官公労働組
合の現状から見ますと、法律上のれっきとした争
議行為の禁止があるにもかかわらず、争議行為が
行なわれるといふ現実の問題がある、そういう点
から見て、警察職員等にそういう団結権を認める
といふやうなことに相なつた場合に、非常に国民
が迷惑をこうむるやうな事態の発生するおそれ
があるのではないかと、いふやうな点が、いろいろ論
議として出されておつたわけでございます。

○占部秀男君 労政局長にお伺ひしたいのです
が、たしかILO八七号条約だつたと思つたのです
けれども、軍隊と刑務所関係、これは別ですが、
そのほかは団結権、交渉権を認めらるべきであ
る、こういうふうになつていたと思つたのです。そ

の点が一点。
それから、いまいった諸外国の例なんですけれども、われわれも現実に見て、また話もしてきただけですが、消防にストライキ権があるところはほとんどなかったようですね、いずれにしても、警察官も、消防もほとんどの国で労働組合法上の組織をもって団体交渉もできていたように考えているのです。そういう点いかがでしょう。

○政府委員(松永正男君) まず、最初の八七号条約でございますが、この条約におきましては、結社の自由及び団結権の保護、二つのことを規定いたしておりますが、御指摘の除外例といたしましては、軍隊及び警察に關してこの条約の適用を除外する、こういうふうにいたしております。

それから各国の例でございますが、これは、ただいま人事局長からも一部御説明申し上げたのでございますが、それぞれ独自の制度を持っております。それからもう一つは、私どもの常識では、たとえイギリスのように、労働運動が非常に長い期間にわたってなされた国においては、法律には明定されていないけれども、慣行上の問題があるというふうなものがございまして、大陸におきましては、やはりそういうふうな傾向がござい

ますので、制度を比較いたします場合には、やはり法律上の明文と、それから実際の慣行というものをやはりあわせて見ないといけないのではないかと、これは先ほど御報告ございましたように、三者構成で共通の認識を持つような調査をなされるということでございますので、そこで詳しくだんだん判明してくるかと思うのでございますが、私も承知しておりますところでは、団結権を全く否認していない、法律上否定する規定がない、それは警察官等につきましてもそういう国はございまして、それからまた、たとえばアメリカのように、FBIについてはいかぬというふうな、あるいはCIAについてはいかぬ、こういう明文の規定がございまして、それから、連邦法ではそうなおておりますけれども、州法でその問題を扱ってお

り、州によってまたそれぞれ違うというふうなところもございまして、それから、フランス等におきましては、たとえば軍人は団結してはいかぬ、これははっきりいたしておりますけれども、警察等については団結権は認められておる。賃上げでフランスのおまわりさんがストライキをやったという記事も出ておりますが、これはストライキが合法か違法かということになりますと、多少問題があるかと思ひますけれども、法制上は団結権といふものは認められておるのではないかと、いふうに見られます。それから、イタリヤ等におきましては軍人、警察官、それから公安のために働く官吏、これは団結権が否認されておる、しかし、消防については団結権が認められておるといふような、これは法制上の制度を私ども文書の上で調べましたものでございまして、そういうふうな点が見受けられるのでございまして、その国によりましていろいろ違う。

それから、ILO八七号条約におきましても、ここで認められた権利を行使するに際しては、労使とも、国内法を尊重しなければいけないというふうな規定も入っております。そこで、少し余分な答弁になり恐縮でございまして、私が考えますのに、日本の場合には、御承知のように、戦後、急遽いろいろ立法がなされてございまして、最初労働組合法が制定されたわけでございまして、国家公務員についても労働組合法が適用されるという時期があったわけでございまして、二・一ストを契機といたしまして政令二〇一号が出る、国家公務員法が制定される、公労法が制定されるというふうな、だんだん整理といたしますが、法律が緻密になつてまいりました。現在の体制では、国家公務員、地方公務員という一つのグループ、それから公共企業体のグループ、それから民間のグループといったような大きな区分けをいたしますと、そういうような三本立ての区分けになっておるといふのが現状であるわけであります。したがって、歴史的にはそれだけの理由があつて、そしてつくて制定されてきたわけでございまして、それ

も、二十年以上たちまして、現在、公制審において、それを総理大臣の諮問に依りて全体をこう見直そう、こういうことでございまして、私どももいたしましては、先ほどの御質問で非常に審議が遅々としておるじゃないかというところでございまして、やはり制度といたしまして二十数年定着してまいりましたものを見直すということになりまして、やはり相当じっくりと審議をしていただくことのほうが、内容の充実した審議をしていただくほうが重要なことか、感想をいたしました。それはそういうふうなことでございまして、

○占部秀男君 これ以上は、やはり長官を呼んでもらふねと……労働大臣に聞いても、具体的問題で深く入っていくわけですから、きょうはこのぐらいにして、あと機会をひとつつくつてもらいたいと思ふのでございまして、ただ一言だけ労働大臣、労働局長にお願いしておきたいんですが、いま局長がおっしゃったような事情は、われわれもよく存しておるわけですね。特にいままでの慣行あるいは労働組合のあり方、それがまた対政府、対資本側との間のやり方のいかんによつていろいろ動いておるという事情もよくわかつておるんです。ただ、局長も指摘されたように、新憲法になつてから、組合法ができた当初は、一般職も全部労働組合法上の組合であり、わずか三カ月か四カ月でありましたけれども、国家公務員あるいは地方公務員がストライキ権まで持っていた時代があつたわけですね。それを労働法関係ができてストライキ権が制約され、さらに二・一ストを契機にして、いま言った政令二〇一号でしたか、あれからずっとこういう形になつてきておる。その一番の原因は、当時労働運動そのものが敗戦後の動乱の時代の中にあつて、組合運動そのものも非常に未熟であつた。しかも占領下という背景の中

で、その動乱の社会の中でそういうものへの影響を非常に受けやすかつたところ、そこにマッカーサー書簡なんかの基本も置かれておつたとは私は考えるのです。今日は、もう労働関係といふものは二十何年間かかってきて、いま労働組合のほうがおとなで、この間の全連のストライキ……けさの三時ごろ宝樹君と郵政大臣の間で話がまとまつたそうですから、きょう私はこれは質問しませんが、あれを見ると、使用者側のほうが子供で、組合側のほうがおとななんですね。もう時代が違ふんですよ。だから、ひとついま言われたような問題点については、もちろん公制審の問題であつて、政府側として干渉してはならないと思ふんで、政府側も、いまの諸外国の情勢を公制審の各委員、特に政府側のほうにもひとつ労働大臣のほうから啓蒙していただいて、そうしてつづなはつて、労働基本権と、そうして労働慣行ができるようにばくはかつてもらいたいと思ふのです。いろいろ聞きたことがあつたので、それ、それだけひとつ希望だけしておきます。

○委員(佐野芳雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(佐野芳雄君) 速記を起こして。
○吉田忠三郎君 医務局長さん、この間の課題と、これをひとつ松尾医務局長から……
○政府委員(松尾正雄君) 先般四つほどの大きなテーマにつきまして宿題をいただいております。いろいろ内外の文献等も要約いたしまして御報告申し上げたいと思ひます。

第一の問題は、いわゆる局所振動障害と云つておりますところの体の障害がチェンソー以外に何が起るかという問題でございまして、振動工具によりまして、欧米でも早くから注目されておりました。一九一一年にロリガという人が報告したのが最初のように打ちをします作業員、あるいはあるいはびょう打ちをします作業員、あるいはかみを切ります製かん員でありますとか、あるいは鋳物の作業の関係者などからもいろいろの報告が出ておるわけでございまして、振動工具の種類をいたしましてこれに関連しますのは、チェンソーのほか、さく岩に使いますロックドリルと

いうもの、あるいは鋳物を製造いたします場合、あるいは製かん等に用いられておりますところのビッチングハンマー、あるいはびょう打ちに使用しますリベッティングハンマー、鋳物の型を込めるために使用しますランマー、線路等の保線の際に使用します枕木のタンパー、それから造林のときの刈込み機、こういうものが振動工具としてこれらに関連するといわれておるところでございます。一般に振動工具というものは、ピストン運動をいたします打撃工具と称せられるものと、それから回転をいたします回転工具というものの二つの種類に分けられるのであります。そのいずれにつきましても、手で持って使います手持ち工具、固定をいたしまして使います固定工具と分けられると思います。言うまでもなく、固定工具のものでは白ろう病の発生は非常に少ない、こういうことが報告されております。

それから、第二の問題としまして、白ろう病の発生と局所振動がどのような結びつきになるかというものでございます。一般に白ろう病の症候群は、外国では、いわゆる圧搾空気等を用いましたハンマー病とでもいうような、そういう表現が使われております。それにあらわれておりますように、振動工具を日常使用することによりまして、腕の関節の周辺の骨に変形を来いたしましたり、あるいは腕の腕の筋肉の変性、肥大というものが起こるというふうになされております。特に手の指に発作的な血行障害が起こりまして、漸次これが血管運動障害に発展をいたします。最後には要するに寒さに曝露しただけでも、いわゆる白ろう症状を呈する。こういうふうになっているものでございます。

この関係といたしましては、振動が有力な問題ではありますけれども、同時に作業環境、それから器具の持ち方、保持の方法というものがそれぞれ関係をしておる。どの程度の関係であるかというところは非常にむずかしいのでありますけれども、その三つともが関係をするというふうにかえられておるわけでございます。そのほかに、同じ

作業条件の中でも、白ろう病を発病するものとそうでないものとがあるというところから、本人の体質的な素因というものが相当関係するといふふうに考えられておるわけでございます。それで、この白ろう病の変化というものが実際にチェンソーを使用しているときよりも、むしろ単車でたとえは通動をしておりますとか、あるいは雨にぬれましてとか、こういうときに起こりやすく、また、そういう仕事と関係のない睡眠時間中にも起こるということが報告されておりますことから見ると、そういう何らかの振動が加わるということあるいは寒さの問題のほかに、精神の興奮状態というようなことにもこの点は関連しているのではないかとということが示唆されているわけでございます。

なお、後ほどの問題にも関連いたしますけれども、そういう振動工具というもののじやなくて、バイクによりまして日本でこういう症状を呈した報告が昭和四十一年、四十二年、それぞれ二例、一例というふうな報告をされておるわけでございます。これはいろいろの問題を考える上に、比較的少ない例ではございますけれども、参考になる症例ではなからうかと存するわけでございます。その意味におきまして申し上げますと、四十一年に報告された二例につきましては、三十二歳と十九歳の健康な男子が、日常業務として、自動二輪車で一日平均二時間ぐらいい山道をずっと走っておった。こういう場合に、約一年前後で指に蒼白現象を来したというのが報告されております。

それから、もう一つの例は、保険の外交員でございますが、一日三時間ぐらいつつを約三年間バイクに乗って走っておった。そのときのバイクが非常にいたんだものでございまして、手に相当振動を感じるといふことが言われております。そういったことによっても、チェンソーに関係なく起こったという例がわが国でも報告されておるわけでございます。

第三の問題としましては、振動の防止、それが

就業時間との関係等でございます。いままでに申し上げた報告にもございしますように、振動を少なくするということが、一番白ろう病の発生防止のために必要でございます。そのためには、やはり振動の少ない工具の開発が第一であろうと思われまします。それから振動数と白ろう病との関係につきましては、イギリスのアゲートという人や、アメリカのディ・タカツという人が、大体振動数が毎分二千四百から二千七百サイクルというような場合にはレイノフ症状が起こる。それから毎分九千六百サイクル以上というような高い振動になりますと、むしろ神経症状や筋肉、骨のほうに萎縮があらわれてくる、こういうふうな報告がございします。わが国の例としましては、ビッチングハンマーを使用したところで、振動数が毎分やはり二千から三千サイクル、一日の使用時間平均二時間ぐらいいで、ハンマーの使用が十九名のうち、十名にそういう症状を発見したということが四十一年の報告に載せられております。振動との関係も、実は先般もいろいろ議論されておりますが、先ほど申し上げましたアゲートというイギリスの人の研究によりまして、二千四百から七千サイクルの間では、大体振動が四ミリの範囲で、一ミリの範囲ではないかというふうな報告がございします。使用開始してから発病までの期間は必ずしも一定しておりませんけれども、一般には大体二年から三年で症状が頂点に達しまして、その後はほぼ横ばい状態を続けるということがイギリスのジェブソン等の報告で、一九五四年に報告されております。

また一方では、この一万サイクル以上のような工具の場合には、毎分四千サイクル以下のものに比べてまして、そういう症状の発現が数カ月前に出てくるという報告もございします。これは一九四六年の報告ですけれども、さような報告もございします。さらに伝達防止の問題としましては、振動自体がからだに伝わることを防ぐということで、工具の取っ手に何らかの緩衝物をつける、あるいはゴムやパネ等を用いたり、非常に厚い手袋を使

まして、そこで振動が手に伝わらないようにするという方法等が考えられておるわけでございます。

それから第四の問題としまして、就業者の健康管理の問題でございます。この一番の目的といたしましては、やはり疾病を予防するということと、ここに置くわけでございます。広い意味では労働管理、工具の改良等も含まれるわけでございますが、また、作業環境の改善ということも非常に大事な問題でございます。アメリカにおきましては、工具の改良とかオートメーション化によつて手作業というものを省略する、あるいは労働時間の短縮、あるいは工具の間の欠的な使用及び振動に対する感受性の強い者については転職というようなことが大事である、これはベコラという人の報告によるものでございます。したがって、健康診断といたしましては、一つは医学的に振動に対する感受性の強い者を見出すということが次善的には非常に大事な考えではなからうかと存じます。この振動に対する感受性の強弱につきましては、自律神経の不安定な者が非常に多いということが言われておりますので、そういう自律神経系の安定性というもののについての各種の検査を取り入れておけば、ある程度こういうものの発病しやすい人々というものを早く発見することができるとはなないかと思ひます。それからもう一つは、あくまでもそういう症状を早く発見するということによつて、早期発見、早期治療という方向へ持っていくべきであらうかと思ひます。これらの点につきましては、昭和四十一年、四十二年の厚生省の科学研究費によりまして研究の結果といたしまして、単に末梢神経の障害——末梢循環障害だけに着目するのではなくて、もっと全身的な自律神経系の機能障害でありますとか、あるいは末梢の神経障害ということにも着目をして十分配慮する必要がありますというところを報告されておりますので、そういう観点に立つて健康診断、管理というところを行なう必要があらうかと感ずるわけでございます。

なお、これらに関連いたしまして、たとえばそういう適性を発見することが可能かどうかという問題がございますけれども、いろいろな医学的な検査の中で、こういうものについても適用できるというような検査が幾つかあげ得るようでございます。もちろん自律神経系統の機能の検査といったしましては、一定の薬を与えて、それによっていろいろな反応を見るという、薬物による検査方法もございまして、それから皮膚の温度を測定いたします方法、たいていレイノー現象の方々は、指先の温度が腕の温度に比べて平常の人よりもはるかに低い、温度勾配の急なことも報告がされておりますが、そういったことがある程度客観的に把握する上に役立つかと思ひます。

それから、そういう適性を申ししますか、いま一つの早期発見の診断といたしましては、指を冷たい水の中につけておきますと、最初は指の温度が急速に下がります。なお一定の間たちますと、逆に水中でも温度が上がりてまいります。それから手をさらに水の中から出しますと、その後さらに温度が上がる。こういうことは冷水摩擦等の経験でよく知られておるわけでございます。こういったような問題をとりまきますと、白ろろ病の場合には、いわゆる最初に水の中に入れて、次に上がってくる温度上昇ということが非常にあらわれにくいということが言われております。また水から出しても、それからあと温度が上がるというところが非常に緩慢であるということが言われておりますので、これらもやはり客観的な判断のものさしになるかと存じます。そのほかにかまかい指の先の血流の状態というものが、通例の脈搏等ではかるわけにまいりませんので、手の指の容積をはかる方法がございまして、こういったものを使いますと、一般にレイノー関係の方々は、白ろろ病の方々は、冬には非常に強い血管収縮がある、要するに指の容積が小さくしか出ない、こういうこともわかっております。それからこういう症状のある方では、夏でもそういう血管収縮状態が強く見られる、冬にはさらに増悪するということが

言われております。それから症状のない方では、夏にはそういう血管収縮状態が見られないのでございまして、冬になれば相当程度が血管収縮が見られるということが言われておりますので、こういったような検査を適時使うことによりまして、先ほど来申し上げましたような早期発見なりあるいは振動に対する適性ということの判定に用い得るのではなからうかと感じておるわけでございます。

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

おおむね三つ報告されましたが、これは日本ですでに渡辺教授とか、三浦教授とか、いろいろなこの関係の学者が発表いたしておるものと私は判断をいたします。一九四三年に、産業界という面でも渡辺教授がやはり所見を発表しておりました。それから同じく高松という方、これは産業界の学者であります。最近では一九六六年に「北方林業」という課題で北大渡辺教授が白ろろ病について取り上げています。総括でいま報告されたと思ひますが、医学の面ではかなり進んできたと思ひますが、この問題が、しかし、そこまで進んでまいっているのではありませんが、法律的にはさっぱりこれが改善のために、この問題打開のために所要の改正等々が行なわれていない、こう見ていんじやないかと思ひます。その証拠に、先般の委員会ではいろいろ私のほうから質問を展開して、あるいは課題を差し上げて、その結果、たとえば労働省におきましては、ようやくこの二月二十八日にこれに關係いたします都道府県の労働基準局長あてに「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」という通達を出すに至つております。

う、こういう課題を労働省のほうにこの間あげてある。かなりこれは日数もたつていますから検討されたと思ひますが、きょうは大阪の問題で局長おいででありまので、大臣がせっかくおきましますが、大臣にこまかなことを聞いてもこれは無理だと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。なぜこういうことを言うかという、COの問題についてもこれは単行法がございまして、COの問題にしてもこの基準法から取り除いてある。けい肺法にしてもよりそういう法律をつくたことがあります。だから白ろろ病についても、基本的には、私は、労働基準法というものを直すべきだと思ひますけれども、いろいろの問題がありますから一挙にそれが困難であるとするならば、それは、ソビエトでもそういうものから取り除いていろいろなものをつくつていられるわけですから、わが国でも、よいことならばまねたていいじやないか。全部が全部じゃなくても、日本的にとり得ることをできる範囲でこの法律というものを制定する必要があるのではないかと、こう思ひますが、どうでしょうか。検討されましたか、この間から。

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

う、こういう課題を労働省のほうにこの間あげてある。かなりこれは日数もたつていますから検討されたと思ひますが、きょうは大阪の問題で局長おいででありまので、大臣がせっかくおきましますが、大臣にこまかなことを聞いてもこれは無理だと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。なぜこういうことを言うかという、COの問題についてもこれは単行法がございまして、COの問題にしてもこの基準法から取り除いてある。けい肺法にしてもよりそういう法律をつくたことがあります。だから白ろろ病についても、基本的には、私は、労働基準法というものを直すべきだと思ひますけれども、いろいろの問題がありますから一挙にそれが困難であるとするならば、それは、ソビエトでもそういうものから取り除いていろいろなものをつくつていられるわけですから、わが国でも、よいことならばまねたていいじやないか。全部が全部じゃなくても、日本的にとり得ることをできる範囲でこの法律というものを制定する必要があるのではないかと、こう思ひますが、どうでしょうか。検討されましたか、この間から。

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

う、こういう課題を労働省のほうにこの間あげてある。かなりこれは日数もたつていますから検討されたと思ひますが、きょうは大阪の問題で局長おいででありまので、大臣がせっかくおきましますが、大臣にこまかなことを聞いてもこれは無理だと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。そのためにわざわざ課長が来ていと思ひます。なぜこういうことを言うかという、COの問題についてもこれは単行法がございまして、COの問題にしてもこの基準法から取り除いてある。けい肺法にしてもよりそういう法律をつくたことがあります。だから白ろろ病についても、基本的には、私は、労働基準法というものを直すべきだと思ひますけれども、いろいろの問題がありますから一挙にそれが困難であるとするならば、それは、ソビエトでもそういうものから取り除いていろいろなものをつくつていられるわけですから、わが国でも、よいことならばまねたていいじやないか。全部が全部じゃなくても、日本的にとり得ることをできる範囲でこの法律というものを制定する必要があるのではないかと、こう思ひますが、どうでしょうか。検討されましたか、この間から。

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

労働大臣、私、中身を讀ましていただきました。七つの項目になって大体この通達が出ております。しかし、この中身を讀んでみますと、いままでのように、こうした通達を全くなかったときから見ると、多少これはよりベター、こう言わざるを得ないと思ひますが、いま医務局長が医学者として、医療の面からいろいろ言われた事柄から考へてみると、この問題の解決に多少これからは役立つのではないかとと思ひつけ、まだまだ根本的なその解決策にはならないと思ひつたのであります。あとの大半は機械を使用するための心得、そういうものが羅列されている程度であります。それから林野庁のほうから、これは局長のこの間の答弁をさらに文章化をしてもらったのをちやうだいしたのですが、これを見ましても、林野庁のほうはこの振動機械の開発を中心とした予防のことだけが主になっておられるのではないかと思ひつた。現に白ろろ病にかかっております者に対しては、根本的な治療、補償等々について何らかのことはうかがうことができない、こういうものです。これはソビエトでもそういういろいろな経過をたどつてまいりまして、一九五五年に暫定的な立法化をしていられるのであります。ですから、ちやうどいま労働省の基準局で、暫定的であるかどうかは別として、初めてこういう通達を出すに至つたのであります。やはりそういう暫定的な法律的なものだけでは解決しないということで、産業界あるいは官界、特にこの問題はお医者さんの分野でありますから、医学の分野等々で総合検討されて、一九六六年に決定版と言ふべき法律改正をいたしておるわけでありまして、これは、私が日本語に直してもらつたものを労働省のほうに一部差し上げたはずであります。法的にはやはりこの際、労働大臣、労働基準法を改正するか、それが非常に困難であると思ひます。悪いことをまねる必要はありませんが、ここまで白ろろ病というものが社会的な問題として大きくなつてきた段階では、やはり根本的な問題解決のために法律改正が必要であらう、あるいは単独立法が必要であらう、

はずだと私は予想いたしますけれども、どうもその辺が林野庁の国有林労働者のほうはかなり明確になっておる。しかし、民間の企業の場合はどうもこれがはっきりしていないという点は問題だと思ひます。労働省でも、この点の調査をすることになっておりますけれども、これは民間であるとして役所であると問はず、このチェーンソーなどを使う場合においてはかなりこういうものがあるということを考えますと、この対策を講ずることは当然であります。したがって、根本的には振動の少ない、白ろう病の心配のないような機械に改良してもらうことが必要でありますけれども、これもなかなかむずかしいものであります。しかし、いずれにしても、白ろう病対策というものはしっかりとひとつ検討を願ひ、そして何らかの基準を設けて今後の対策を講ずる必要があるというふうに考えております。

目下、この問題については関係者の間にいろいろな対策が検討されておるといふことを聞いておりますので、一日も早く対策がで上がりまして、白ろう病に対する遺憾のない措置を講じていく。その一環として労働基準法も必要があれば御改正をいただきます。この問題をとり上げるようにしたいと考えております。私は、この白ろう病に対しては、いままでのことではないと決して考えておりません。むしろこの際問題を明らかにして対策に遺憾なきを期したいというふうに考えているわけでございます。

○吉田忠三郎君 部長、ちよつとお考えがあらば……

○説明員(東村金之助君) ただいま大臣からお答えございましたとおりでございますが、この問題につきましては、医学的にもなおいろいろ研究しなければならぬ問題が残っております。しかし、それでは現実の問題の処理になりませんので、ただいま先生御指摘のように、昭和四十五年二月二十八日付をもちまして「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」、ただいま先生御指摘の通達を出して、当面この徹底方をはかっています。

うという姿勢で臨んでおるわけでございます。いろいろ医学的にむずかしい問題、あるいは許容限度の問題等が逐次出ますならば、さらにその対策の充実を期していきたい、このように考えております。

○吉田忠三郎君 大臣もこの問題非常に熱心に研究されて、今後の課題についてさらに努力するという意味のことだと思ふのです。それから部長も、医学的にまだ幾つかの問題を究明していただかなければならぬ問題があるから、したがってそれはそれとして、これから基準局としてもそれ相当の措置をとらねばならぬ、こうおっしゃっていただきますから、これでそれ以上には出ないと思うけれども、諸外国だって医学的な問題になってくると、そういう問題がやはりこれはソビエトの場合だつてあるのです。しかし、この間あなたのことろで出したこれを見ますと、一つは「チェーンソーの選定について」、二番目は「チェーンソーの整備等について」、三番目は「チェーンソーの操作について」、四つ目は「チェーンソーの操作時間について」、これは国有林も、全林野の労働組合がこの問題を積極的により取り上げて、抜本策とは言えないけれども、時間制限を二時間にしています。ですからその二時間の範囲内でこの作業を進められるように、そういう指導をしますという意味のことを四番目で通達しています。それから五番目は「健康診断について」、これも第一次の診断、第二次の診断、これはすでに北大の渡辺助教授が提唱しているものです。一次診断、二次診断、これはもうそういう所見に出ています。そのことを羅列した程度です。それから六は「休憩施設の整備について」、七は「保護具の使用等について」、これは今度の通達の内容なんです。そういうことなんです。ソビエトあたりの場合は、そういう医学的にまだ多少解明が残っているけれども、振動障害によって身体にや

はり有害をたらすというところははっきりしているわけですから、その関係では、やはり先ほど来申し上げているように、一九六六年にちゃんと基

本的な法律をつくつておる。その中では一日の使用時間、あるいは連続する場合に、一時間操作をすると十分から十五分間の休憩を与えて、その振動から中断をさせる、こういうことなどを具体的にきめられておるわけなんです。また、女子の場合などは一日に四回、十五分間くらいですから、トータルすればこれは一時間です。こういうことなども具体的に規制されている。だから先ほど言ったように、すべてでなくとも、日本的に——的にとつた意味はこなんですがね、四回などということにはなかなか一挙にできないと思うけれども、こういう問題だつて大いに参考にして研究して、具体化していくのには値するものではないかと、こう思う。こういうものがすであるところ、今度の労働省の通達ではそういうものをさっぱり規制されていない。勧告もされていない。国会で問題になって、われわれから指摘されたから、おそまきながら本年の二月二十八日のこの程度のことではおかないと、こういうような程度より私はいかぬ。ですから、ぜひひとつこの点については、大臣せっかく答へられたわけですから、もう少し関係の向きと積極的に協議を進めて、すみやかにこの程度の規制は、あるいは施策はとらなければならぬのじゃないか、こう思うのです。大臣も民間のほうには、そういうものは出ていますけれども数少ない、これから調べて見よう、こういうことですから、大いに調査してもらいたいと思ひますけれども、民間のほうにむしろ多いと思ふ。ところが、患者も、それから民間の企業家もこの病気を隠したがる傾向がある。これはみな扱ったお医者さんがそれぞれ文獻でやはり指摘しています。この民間の患者の数とか何かの把握というものは労働省の所管です。だから来年度予算とか何かでやると思ふ。この間、基準局長言っていました。きめたことを指導したり監督をしていく所管の労働省としては、まことにゆるやかなやり方ではないかと思ふのです。後手、後手を踏んでいくような気がす

るのです。私は、むしろこれからの産業経済あるいは各企業等々考えてみたつて、やがて労働がたいへんな問題になってくるような気がするので、労働力不足の問題も含めましてね。特に林業などにはあまり好んで来ない。いまのような賃金の制度、あるいは賃金の体系、作業の状態、職場の労働条件の環境等々考えると、とりわけこれは労働事情の問題がたいへんな状態になってくるんじゃないかというふうに考えるんですが、むしろこういう問題については、労働省が先手先手を打つて、法律的にもあるいは制度的にも先がけて、まあ一種の労働問題でいえば先取りです。そういう前に進んだ施策というものが必要じゃないか、こう思うんです。大臣、この見解どうですか、こういう考え方。

○国務大臣(野原正勝君) 御指摘の点は、まことにごもっともであると思ひます。林野庁も一生懸命対策を講ずるといふことでございます。労働省側でも、この際徹底的にこの問題を究明したいと考えております。ソ連でやっております対策を先ほど見ておりましたが、やはり非常に参考になると思ふ。日本でも、やはり基準局のほうから出しましたこの二月二十八日の案では、大体そういう考え方のもとに一応の取りまとめをしておる。チェーンソー使用に伴う振動障害の予防についてというところは、御指摘のような点がある程度対策を講じようという積極的な意欲で出されておると私は見ておるのであります。このチェーンソー問題は、今後の林業の問題、特に大事な働く人たちのためにも、一刻も早く究明いたしまして対策を確立したいと考えております。御指摘の点は全く同感でございます。大いにこの問題と取り組みたいと思ひます。

○吉田忠三郎君 大臣の誠意ある答弁をいただきまして、しかも私の考え方と同感だと、こう考え方が一致したわけですから、あとはこれからどうするかという問題を、研究の問題を含めましてひとつ御検討を願ひたい。

そこで大臣、いま部長からも答へられました

が、私も、医学については全くのしろうとであり、先ほど来、医務局長のほうからも御報告がありましたが、医学的にも幾つかの研究課題も残っているわけですよ。それから、もう一つは機械の検定、測定、認定——これは機械ですよ。こういうものについては、日本には日本の事情があり、残すところ、そういう問題は、まだ研究の問題として残っている。それから、いまのところ機械開発については林野庁、これは組合との話し合いもあるんで、しょうが、かなり積極的に進めています。振動の少ない機械の開発ですね、林野庁がやっている。それから、この機械開発についても、これはただひとり林野庁だけにやらせておく問題ではないと思うんです。それから療養の問題についても、やはりいまのところほとんど林野が自主的にやっておるという状況なんです。ですから、こういう問題についても、ひとり林野の問題じゃないと思う。労働省でも考えて、先ほど言った基本原則——労働というものの基本原則に立つと、やはり労働者だとして考えなきゃいかぬですよ。病氣という点になると、これは厚生省だとして考えなければならぬ。職業病だから、これは労働省の仕事だと言っているけれども、問題は労働者です。こういう問題が未解決のまま残っている。研究せなければならぬ、こういふ問題は、それから療養中の補償をどうするかという問題ですね、この問題もある。それから、いまのところは病氣が発見されてそんなに長くないが、どんな患者がふえていく傾向にあるわけですか。しかも急カーブにふえていく。去年が四百数十名、これは九百名くらいになる。さらに絶対減るといふことはない。急激にふえていく。なぜかという、十年間もこういう機械を使っておったために、病氣が潜在的なものになっているから、これが出てくるということになる。だから、当面さしたって、そういう問題はない。いま、病氣が発生中だからないのだけれども、さて、これが治癒というときに、その治癒認定をどうするかという問題も出てくると思います。いまは患者の認

定の問題でこの間聞いてみても、まだまだいいかげんなんです、白ろう病であるかどうかという認定が、いろいろこれからそういうものが出てきか、その認定をどうするかという問題もいまだか、やっぱ考えていなければならぬ。これは大臣の分野じゃないですよ。これはおそろく人事院来ていますか。人事院の問題になると思うんです。その治癒認定をした場合に、さて補償というのは、五現業ですから、人事院が災害補償法等々を所管している。こういうことになっていきますから、治癒認定と同時に、さてその後の補償はどうするのだという問題が起きてきますね、これから。ですから、そういうものを洗いざらい総合的にやっぱり国としても研究しなければならぬ。これは、各各医者の文獻見ても、最後には研究機関が必要だと、どの先生も、この問題を研究されたお医者さんは言っていますね。それがばらばらである、ばらばらどころか、いまのところさういふものがないのだ。多少林野庁で研究をしたりあるいは、九大とかあるいは北大とかあるいは関係の大学に研究を委託している程度です。あるいは労働省の労働衛生研究所ですか、そんなところをやっている程度で、まとまった研究というものはないので、大臣、せかつく関係です。から、いつかこの問題を閣議で提起して、国としてやっぱり総合的な研究機関を設けようという方向にいかなければならぬのじゃないかと思うんです。これは人事院の場合だつて——これからだんだんあなたのほうに聞くのですが、あなたのほうは、いまのところは表面は林野のほうに患者の認定をまかしたような感じが、さういふ患者が、かなりあなたのほうは陰で制約して、おりましたよ。ところが、どうにもならないから、そこそこは意見が一致して、一年有余にわたっていろいろ検討した結果、これもまた、人事院はおまきながら認定についても、各それぞれの医者さんとの認定したものをそのまま認めるということによりやくなったですね。そういうことで、い

まの患者を認める場合の認定でさえ、そういう各省庁が見解を異にしている。それがわざわざいって患者がさらけだして、こういう傾向にあったわけですよ。ところが、だんだんこれが進んでいきますと、今度は治療するわけですからね。なおるわけですよ。そこへ治療認定というものが出てくる。同時に補償の問題が出てきますよ、そのときに、幾らお医者さんが手だてをしても、これ以上なおらないというときに、何かの認定しなければならぬ。そうすると、完全になおった人であればその補償はないわけですよ。就業するわけですからね。しかし、いくらわが国の医学の上はなおらないというものが出てくると思う。これはちゃんといままでの研究の中にも各先生がそういうことを書いています。だからそこで結果的にはこれ以上なおらない、そこで治療認定をするかという問題と、そうした場合に今度はその人の補償をどうするかという問題が必ず出てくる。これは沖繩返還じゃないが、両三年というもののじゃない、ここ一兩年じゅうに出てくる問題だと思ふのです。こういう問題を研究したことはあります。検討したことはあります。人事院で。その答えと、それから大臣が先ほど言ったように、総合的にこれは国としてこの問題についての研究機関を設けて研究したり、その機関を通してつまり患者の認定あるいは治療認定、補償の問題等々をやっていくか、これは非常な問題で、さういふ状態では問題の多い事柄ではないかというふうに思ふので、私の意見を入れながら伺っているわけですよ。

○国務大臣(野原正勝君) 吉田委員のお説のとおり、まことに白ろう病の問題は重大でございませう。なお、白ろう病のみならず労働災害の問題、また、勤労者の健康保持のための、労働に關係のある問題は非常に重大でございまして、現在には労働衛生研究所におきましてやっておりますけれども、将来はやはり産業医学全体の総合的な研究機関を設けたいと考えておるわけにございまして、今後のわが国の産業経済のますます成長発展の過程において労働力が非常に必要である、また労働者の健康という問題は非常に重大な關係がございまして、これらにつきましまして遺憾のない十分なひとつ機関を設けまして検討をいたしたいと、とりあえず白ろう病に對しましてはできるだけ早く結論を得るよう努力いたしたいと考えております。

○政府委員(島四男雄君) ただいまお尋ねの白ろう病についての認定基準、それから治療基準、それから治療認定基準、それそれまだ必ずしも確立されていらないというところは御指摘のとおりでございます。私もこの問題については非常に重大に考えておまして、その道の權威者を集めまして振動障害補償基準研究会というものを設けて数回検討してまいっております状況でございまして、一刻も早くこの問題について結論を出したいと、鋭意検討中でございます。

○山本杉君 ちょっと関連して。大臣がたいま産業医学研究所を設けておっしゃったのでございますが、当局に質問しますが、いままでにさういふものはないのですか。

○説明員(東村金之助君) ただいま大臣お答え申し上げましたように、現在には、労働省の付属機関として労働衛生研究所というのがございます。これは主として職業病の予防等を扱っておりますが、それだけではなかなか十全を期し得ないというので、もう少し広く総合的な観点から産業医学に関する研究機関を設置することを検討し考えておる、こういうことでございませう。

○委員(佐野芳雄君) 午前の調査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時二十六分開会

○委員(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、労働問題に関する調査を議

御質疑のある方は順次御発言を願います。

労働省の安全衛生部長に伺いますが、前に局長

○説明員（東村金之助君） 先ほども申

第七部 土会労働委員会 会費録 第十二号

【多義完】

九

こういうことではいけないわけですから、どこかが中心にならなさいかねですよ。その中心になるのは、職業病は労働省の問題ですから、この際労働省が中核となって、人事院でせっかくいま研究しているものがあるんです。林野自体も研究しているんですから、あるいは厚生省でもある程度所見をまとめていますからね。そういうものを総合的にまとめて十分話し合ったり、協議をして、来国会あたりその最大公約数を求めた限度で、やっぱり法律的なものを考えていく必要があるんじゃないかと、こう言っているんだ。ただ努力じゃわかりませんよ。これは関連しますから、人事院の局長も何かありましたら意見を言ってください。

○政府委員(島田男雄君) 私のほうの立場といたしましては、災害補償法の実施の責めに任じている役所といたしまして、白ろう病についてなるべく手厚い補償をするということがわれわれとしての任務かと思っております。これについては、先ほど申し上げましたように、いろいろ治癒認定基準あるいは治療基準等が必ずしも明確でないという意味において大いに研究し、また今後検討していきたいということでございます。ただいま先生のお話にございましたように、国家機関でどうかまとめてこの問題を総合的に検討するという必要は、私どもも十分感じておる次第でございます。

○吉田忠三郎君 どうですか部長、人事院の局長さんは総合的にまとめていくことを痛感している……

○説明員(東村金之助君) ただいま申し上げました医学的な基準なり、具体的な対策の進め方については、午前中、大臣からお話を申し上げましたように、現在、労働省の付属機関に労働衛生研究所というものがございまして、何しろこれは総合的な観点から問題を進める研究機関ではございませんで、ただいま先生御指摘のような問題を含めて、職業問題といえますか、健康問題といえますか、もちろん白ろう病の問題を含めまして、

総合的にひとつ医学的な研究を推進していくという観点から、産業医学に関する総合的研究所の設立について考えているところでございます。

○吉田忠三郎君 そこで、総合的にそういうものを研究する機関を考えていく、これはたいへんけっこうなことですがね。ぼくの言っているのは、そのこともそうだが、それ以外に、つまりは予防いぶん認定の問題は緩和をされて、一つには予防にもなるし、あるいはこの病気の撲滅の対策にもなるんでたいへんけっこうなんですね。午前中にも言ったようにね、やがて治癒認定をしなればならぬ、補償もしなければならぬという問題がもう目の前に起きてくるんですよ。これは人事院の局長もおわかりでしょうが、その基準がいまないので、だから、その点について人事院としてもいろいろ研究しているのだが、まだ結論出ていないんですね。早めに出したいという先ほどの答です。そうすると、そういう問題も含めて、労働省として、各関係のところと相談協議をして、やっぱり法律でそういうものを処理していくようにしなければならぬじゃないか。それを次の国会あたり、あるいは次の国会に間に合わないというのならばその次でございまして、そういう意味からやっぱり手だてをしておく必要があるのではないかと、こう聞いておるんですからね、あなたには。

○渋谷邦彦君 関連で、いまずと質疑のやりとりを伺っておりますと、確かにいままで努力もされてこられたと思うんです。しかし、はたしてその白ろう病というのが、案外、世論としていままでも若干喚起したことがございました。ところがイタイタイ病にしてもそうでありましたけれども、相当長年月かかってやつと世論がやかましくなってきたときにはじめて役所が腰を上げるという、そういう従来の姿勢というものはやはり正さなければならぬのじゃないか。早くやることはけっこうですけれども、午前中から再三にわたって同様の趣旨の質問が繰り返されているわけです。そこ

で、やはり一つめどを立てる必要があるんじゃないか、それがやはり役所としての姿勢であろうと、こういうふうに思うわけですね。せめて一、二年ということを吉田委員長も午前中の質問で言っておられました。そこらあたりのめどを明確につけて、この種の問題解決に労働省が中心になって積極的に取り組まなければならぬんじゃないか。そこらあたりのスケジュールを明確にお示し願えたならば、あわせて私はいまの問題に関連しましてお尋ねをしたいわけなんです。

○説明員(東村金之助君) 医学的な具体的な問題になって恐縮でございますが、ことしのジュネーブにおける国際会議におきまして、全身振動の許容基準については何らかの決定が出るであろうけれど、局所振動の許容基準についてはまだこれから検討をしなければいけない、国際的にみてもそういう状況にあるというのをわれわれ聞いております。ただ、それはそれといたしまして、ただいま御指摘もございましたように、非常にむずかしい問題ではあるけれど、現実には白ろう病の方が出ておるといふこととどう対処しているのか、こういう御指摘でございまして、われわれとしては、当面、中間的な通達を出して指導というスタイルをとっておりますが、実はそれをすぐ法律という形に結びつける前に、現実には労働基準法というものがございまして、それで規則その他についてもいろいろ考えられることがございます。そういうものを合わせてこの対策の万全を期していきたい、こういうふうに考えております。

○渋谷邦彦君 そこで、いま労働基準法等のいろいろな規制があるだろうと思えます。そこで、私は、従来の法律というものをこの際整理なさっていただいて、あるいは単独立法ができるということであるなら単独立法という形にするのもよし、そこらあたりも十分御配慮いただきたい、こう思うわけでございます。

○説明員(東村金之助君) ただいま申し上げた趣旨はそういうことでございまして、規則その他でもやれるものもあるし、許容基準の決定のしかた

によつてはいろいろ考えなければいかぬ、こういうわけでございます。

○吉田忠三郎君 部長、あなたは国際会議で行なわれるものは全身振動に対する考え方の統一だと、こう言っているんですよ。だから、レイノ現象は局所振動障害だといふまだ認識なんだ、あなたはね。ところが日本のこの病気を扱った、研究した学者は、これはみんなお医者さんですがね、異口同音に全部この方々は当初は局所振動による障害だといふふうに見てきたけれども、やはりこれは局所振動障害じゃない、全身振動障害だと規定つけていますね、いまここで出している文獻。そこに多少あなたの方の認識とお医者さんの認識のズレがある。だからそのズレをどうこうというわけじゃないのですが、これはソビエトだけじゃなくて、東ドイツでもあるいは林業国である諸外国でも、こういう段階でちゃんとそれぞれ法的な措置をとっているんですよ。この病気を予防することが第一ですよ。それから出た患者に対して、この病気を撲滅する等の法律的措施がなされているんですよ。ですからソビエトなどは、過渡的過程における処置として暫定法律を十年くらい前につくった。ところが、それでもなおかつソビエトも非常に患者が多いんですよ。多いので、その結果、まだ医学的にあなたの言われる全身振動であるのか、局所振動であるのかというような問題が幾つか残っていますけれども、やはり抜本的に機械の規制をする法律であるとか、それから認定の基準にしたって、それから先ほど来あなたが答弁していますが、振動の許容量、こういうことについても、ソビエトはきめておるのだよ。それはソビエトはソビエトの国の体制もあるし、制度も違いますから、それはそれで、ソビエトのことがすべてだと言っているのじゃない。しかし、この病気を未然に防止をして出た患者の病気を撲滅をしなければならぬわけでしょうから、そういう立場に立てば、多少よいものは日本的に改めたとしても、やはり法体系というものをそろそろ整備をしたらいいんじゃないか。渋谷先生は、関連

をして、二年でもよいし、三年でもいいから、めどをつけたらどうか、私の場合は、次の国会といふのは来年だ、それでできなければその次の国会でもいい。これは大体二年くらいを想定して言っているのだが、当面、職業病を扱う労働省が、ただ努力をするとか、まだ局所振動であるか、全身振動であるかわからないから、そういうことをずっとこれからならみ合わせて万全な策をとると、どこに万全といふことが出てくるのか。はつきり出でないんじゃないか。これは目標を持たなければだめでしょう。その目標を聞いている、あなたは。

それから人事院の局長さんに聞きますが、人事院で検討されていますね、委員会を持って。ここで早目に結論を出したい、こう言っておられますが、そのめどはいつごろですか。こしし中くらいか、早目というめどは。

○政府委員(島四男雄君) 委員会の構成メンバーは、主として医学界の方でございしますが、したがってそういうお医者さん方の出す結論がいつになるかといふことにかかっておるわけでございまして、ただいま先生御指摘のように、たとえば本年一ぱいという年限を限って結論を出す見込みがあるかといふことになりまして、私も事務当局としては一日も早くという希望は持つておりますが、いつまでというのをここで責任あるお答えはいたしかねる次第でございします。

○説明員(東村金之助君) 先ほど来申し上げておりでございますが、法規制という点については、現在、通達で指導しているわけでございしますが、これをいまの労働基準法の体系の中に、つまり規則というような形で盛り込める部分がありますし、あるいはそれが問題になる部分もあるでしょう。いずれにいたしましても、繰り返し申し上げますように、医学的な一つの結論なり、われわれのほうのこの通達を実施する過程で把握した実態なりを踏まえて、前進する姿勢を前向きでとっていただきたい、こういう次第でございします。

○吉田忠三郎君 まだあなたの答えでは私は納得

しませんよ。ですから、あらためて関係者に来てもらって、私も勉強しますけれども、もう少しあなた方も検討してみてください。それだけで、私は、はいそうですかというわけにはいかない。

それで島局長にお伺いしますが、つまり構成メンバーがお医者さんだ、医学者だ、だからあなたの気持ちは一日も早く結論を出していただきたいと思うのだけれども、そういう学者が集まってやっていることですから、ここでそのめどを申し上げることはできません、という趣旨の答えがいまありましたね。そういうものかわかりませんよ。ですけれども、その医学界が、これは国内でも国際的にも、御承知のように、大体ことしの夏ごろには統一見解が出されるような方向、趨勢にありまして。だから、あなたのところのその委員会のメンバーの先生方はどういふ先生方が存じ上げていまして、大体そういう動きは知っているのじゃないですか。あなたのところの委託している委員会、諮問機関でしょう。おそらく人事院の、そういうやはり趨勢にあるのじゃないですか。

そのことを一つ聞かしていただきたいことと、同時にいま委員会に付記をして諮問している内容の中に、いまのはいいいとしても、先ほどから私が述べているように、将来治癒認定をどうするかというようなこと、それからおそらく、いまそこで諮問している内容の一つには、振動の許容量のことなども諮問しているのだと思うのですが、その中に、繰り返して申し上げますけれども、将来、といつてもそう長い将来じゃないと思ひますが、そういう後遺症の問題とか、病気がなおったか、なおらないかという判定をしなければならん、治癒認定ですね、そのことを諮問しているのかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(島四男雄君) ただいまのお尋ねの最初の問題でございしますが、当然、研究会を構成しております各委員の方々の頭の中には、内外のそういう趨勢といひますか、これはもう当然検討されておることは事実でございします。ただ、先ほど申しましたように、これが本年一ぱいに結

論が出るかということになりますと、ちょっと私ども事務当局の立場としては、はつきりしたこと申しかねておるということでございます。

それからもう一つの、どういふ内容を諮問しているかということでございますが、私のほうは、あくまでも国家公務員災害補償法という立場でこの問題に關心を持っておるわけでございします。で、まず第一としては、療養補償の問題が一つございします。したがって、白ろう病についてはどういふ療養が適切であるのか、どういふ療養が必要であるのかということがまず第一に問題になるわけでございますので、一体、白ろう病をなおすためにどういふ治療が必要かという点をまず諮問しております。それからもう一つの問題として、公務災害を受けておったときに、いわゆる障害が残っている場合には障害補償を出すということがございしますので、一体いつの時点でなおったと見るのかという、治癒認定基準と申しますが、この二つの基準について私どもは諮問しておるわけでございします。

○吉田忠三郎君 諮問の内容はわかりましたが、ね。事務当局ですからそのめど等についてはいまのところは答えられない、こうおっしゃっていただきますから、それ以上私聞こうと思ひませんが、諮問されている先生方は学者の方ですね。それから日本の医学界で各所でそれぞれの立場で研究あるいは委託研究をされておりますが、全く連係なしにこの病気の研究をしていると私は思つていない。それはなぜかという、それそれこういう書物を書かれておる先生の文章を読んでも、みな連絡をとりながら研究しているようなことになっていきますね。そういう意味でお願いをしておるのですが、国内的な学会、国際的な学会に出るわけですよ、こういう先生方出ますからね。その段階で、いつも学者先生の意見を聞いているので、大体八月ごろには国内的にも、国際的にもひとつの統一見解が出ますと断言している先生がいますよ。だとすれば、あなた事務当局だから答えられないならけつこうですが、諮問している人

事院の機関においても、できるだけ国内、国際会議に間に合うように結論を出すように事務当局としては努力する責任があると思ひます。そういう努力についてどうですか。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御趣旨を十分体しまして努力してみたいというふうに考えております。

○吉田忠三郎君 大体、労働省についてあるいは人事院については、まだまだあとに少し残しておきますけれども、きょうのところは聞くべきところは聞いた。

そこで、具体的に今度は林野庁長官に伺います。この間あなたのほうからこういうものをわざわざいただきました。かなりこの機械の開発とか何かは積極的に取り組んでいます。これからの取り組みは、この文書の中にはございまして、その限りでは、当面非常に林野庁は患者をたくさんかかえていますからね、熱心にこの問題を取り扱っていると思つていいんですよ。そこで、そういう認識の上に立つてまた二、三聞くんですが、チェンソー、ブッシュクリナーについてはかなりなっています。エアー穴掘り機というたいへん悪い機械がございしますが、最も振動のひどい機械ですね。これなど機械開発の中にはもとより含まれているようでありまして、実際こういふ大量の患者をかかえていままで対策に苦慮してきたと思ひます。率直に言つて、労使双方懸命にこの問題解決のために努力してきました。ここ数年間、その労を私は多しめますけれども、直接長官も札幌の管林局長おやりになって患者をこらんなって、よく知つておると思ひます。それだけに、これは労働省の所管になります。民間についてはいまのところ発見されております患者は比較的少ない、百人未満ですから少ない。しかし、もっとも民間には多くの患者がいてとわれわれは推察するんでありますが、こういう穴掘り機のようなものについては、これは林野庁の場合は、りっぱな労使双方の中でできるだけこの振動障害の大であるものについては使用は禁止する。こういうこ

とを昨年のおそらく十二月ごろじゃないかと思ひますが、話し合ったと思うんですね。これは直接民有林と関係ありませんが、民有林はほとんど使っております。これに対してどういふ感じ方をあなたにしていますか、体験を持っていますだけに、隣りに労働省もおりますから、あなたの経験者としての所感を聞かせてやっていただきたいと思ひんです。

○政府委員(松本守雄君) 民有林についてのエアークレーンの使用について、林野庁としてのどのように考えているかというお尋ねでございます。民有林では、いま約千八百台のチェーンソーが使われております。これは、いずれもが旧式の機械なようです。そこで、林野庁としては、この機械を改良することに關しまして、またレイノ現象等の障害が起こることにつきまして、十分注意を喚起する長官通達を出しております。これを使わせないとかなんとかいうところまではいま考えておりませんが、十分気をつけて使うようにという気持ちでございます。

○吉田忠三郎君 林野庁の場合は、そういうことが協議されて、たとえば草刈り機のような場合には十分をこえて連続使用せよというところになっておりますね。いまのところ、これで万全ではないが、一歩前進しておりますね、従来に比べて。それはけっこうですが、民有林でも使っている。民有林の場合は、長官御指摘のように国有林の数の機械を使っておりますよ、機械の量で申し上げます。しかも最も振動の激しい、人体に危険有害であるという穴掘り機なども使っている。あなたのところは、組合と話し合つて時間制限をやっておりますし、従来の古いものについては使わないというのをきめておりますね。そのくらいたいへん人体に対して悪い機械があるわけですね、現実には、労働省は、今度の通達の七項目においても、これに対してうたつていませんから、あなたは逆にこういう疑問をかかえてきた。しかも、現在たいへんな患者をかかえて、まるつきり各省庁から、それは林野内部の問題だといふ

ことで押しつけられてたいへん苦慮しているわけですね。私は、ある意味で林野に対しては同情しているわけですね。そういうあなたは苦い経験を持ってきたわけですね。現に局長もやつて、患者もたくさん見ていますわけですね、あなたはそういう体験の持ち主だけに、直接に民有林には関係ないけれども、民有林で機械がたくさん使われているという現状から、この穴掘り機などについては、一体、従前のような何らの規制もなく民有林において使っていることについて、あなたはどういふふうに感ずるかということ、これは参考までに聞いているのです。隣りのほうに労働省おりますから、労働省に聞かせるためにもあなたの参考意見を聞きたい。

○政府委員(松本守雄君) いまお話をしましたように、振動機械がいろいろと障害を出しておるといふことに關連をいたしまして、そういうような機械を使う場合には、十分な注意をしながら使いなさいといったようなことは、通達あるいは研修会、また民間林業に対する普及事業というのがございまして。そういう普及員を通じて指導しておる状況でございます。そういうことでござい

○吉田忠三郎君 あまり数多く答えていませんけれども、気持ちには十分わかるんです、私は。だから、あなたのほうの普及員を通じて民間の林野の諸君にも自主的な範囲の中で指導している、こういうことですから、それでけっこうですが、さて、労働省、どうですか。あなた、先ほどから答えてらるる二月二十八日の百三十四号の通達、このタイトルは「チェーンソー使用」、チェーンソーだけでいい。しかし中身を読んでいきますと、いろんなものが多少包含されてはいますけれども、チェーンソーだけではないんですよ。最も振動障害の大であるのは穴掘り機械なんです。それから草刈り機ですね。これなども非常に振動が激しい。チェーンソーの場合は、林野の場合でも二時間と規制しています。草刈り機の場合は十分と規制しています。穴掘り機の場合なん

は、古い形のものはいませんが、やめようじゃないかと、こう言っているんだが、あなた方は民間指導、民間のそういう実態の把握をこれからすると思ひますね、ちよつとおそいんですがね。そう言つてもしょうがないことですが、この通達をそういうことがうかがえないんです。労働省、どう考えられますか。

○説明員(東村金之助君) ただいまの御指摘の通達、確かに「チェーンソーの使用に伴う振動障害の予防について」という通達でございますが、実はその「記」のすぐ前に刈り払い機、オーガーについても、本通達に準じて取り扱うということ、この通達ではうたつております。中心は、御指摘のようにチェーンソーでございますが、とりあえず、いま御指摘のような刈り払い機、オーガーについても、この通達に準じて取り扱うようにという指示はしておりますところでございます。

○吉田忠三郎君 穴掘り機は、オーガーでございます。穴掘り機でございます。

○吉田忠三郎君 穴掘り機も入っているわけですね、チェーンソーの取り扱いに準じてやりなさいと。

○説明員(東村金之助君) そのとおりでございます。

○吉田忠三郎君 そうすると、通達では明確にうたつていられるのは国有林、つまりこの林野庁と全林野が昨年の十二月に話し合つてきめた二時間というところが中心になっているんですよ。いま、それに準ずるといふ答えがありました。この穴掘り機などは二時間じゃないんですよ、林野の場合には、古い形のものはやめなさいと、新しいものについては、古い形のものやめなさいと、新しいものについてたいへんな時間規制しているんですよ。これはどうしますか、この通達では。

○説明員(東村金之助君) 確かに第四の柱にチェーンソーの操作時間について二時間以内、こういう通達になっておりますが、当面とにかく二時間という制限というものを考えて、いま御指摘のように、いろいろの機種もございまして、実態

もございまして、さらに次の段階で深めていこう、こういう姿勢でございます。

○吉田忠三郎君 次の段階もけっこうですが、少くともこれは民間の場合、これから全体の患者数を把握するためにかなりの規模の調査を展開すると思ひます。ですから、その調査の結果を見ながら、せつ々次の段階で強めていきたい、こう答えていきますから、それは少なくとも最小限度はこの病気に先登格はいるのです。国有林の林野庁と、それから労働組合は林野の労働組合とありますから、ぜひそういう方々の意見を聞きながら、しかも、労働省とすれば、林野も役所ですから、この病気に關する限りは非常に關係が深い。ですから、そういうところとも協議をしながら、意見を求めながら最小限度は、完ぺきではないけれども、林野と林野の労働組合と協議決定した水準まで、次回でもいいし、またその次でもいいが、高めていくようにあなた方努力しなければならぬと思ひますが、それについての見解どうですか。

○説明員(東村金之助君) 林野庁等の意見も聞きながらさらに検討を進めていきたい、充実にしていきたい、こういうふうな考えでございます。

○吉田忠三郎君 それから次に、林野庁長官、この問題を本委員会でも扱う場合、当初、実態調査の結果の報告をしたわけですね。その報告の中に、指摘事項として、賃金の出来高払い制というものがあります。この制度についても、療養等々に少なからざるこの制度が障害をしておる。ですから、これについても抜本的な再検討をする必要があるのじゃないかということ報告で指摘をしたわけですね。私も、いろいろな資料を見たり、それから関係者の意見を聞いたりしているのですが、やはりこの種の問題も林野の中では問題になっておるといふふう聞いています。これについてどういふ林業だかといふ、それは特殊なものもあるし、特殊じゃないといふものがあると思ひます。出来高の賃金制度というのは、いま

のような近代的な労使関係でない時代にこれはできた制度だと思ふのです。これは林野だけでなくて、たとえば私は国鉄のことを多少知っていますから、国鉄のことを申し上げますが、国鉄の中に線路工事、当初、昔は線路工事といった、その前は人夫といったんです。それから線路工事。最近では線路班、線路班の職員などというふうに、だんだん職名といいますか、それも変わってきて、同時にこういう賃金制度等についても変わってきておる。それから国鉄の場合は工場がございます。工場の中で働いておられる方を明治時代から大正の初期ごろは職工といった。その次に技術の技をとって技工といった。最近では工員といっておる。そのように変わってきて、しかも賃金制度はやはり請負給になつておる。出来高払い制度ですね。これは賃請加給といつていますが、だんだん労働問題についても近代的になつてきて、作業の仕組みについても近代化されてきておる。ですから林野の場合でも、そういう傾向が最近顕著に出てきていると思ふのです。元来、この出来高払いの制度というのは、賃金制度的に見ると個人だと思ふのです。ところがいま言ったように、作業の環境とかあるいは近代化等々多様化してまいりますと、それが共同的なものになつてきているのが現状だと思ふ。だから組請負という、共同で作業をやらせておいて、そこに出来高払いで、賃請加給でやる。個人でないという方向に変わつてきておられます。この制度そのもののつくり上げたそのときの考え方といふますか、ものの見方といふますか、思想とでも申しましようか、非常に最近ではそういうことが希薄になつてきていると思ふんです。ですから、最近では、もうおたくさんの場合はどうなつておるか存じ上げませんが、国鉄の場合は、個人の出来高払い制といふのは全くなくなりました。それから共同組請負、これもだんだん減つてまいりまして、最近では、もうこまできた、こういう古い形の賃金制度といふものはやめようじゃないか、これは管理者のほうからそういう意見が出ておる。働くほうの

側からもそういう意見が出ておる。さて林野の場合、一体これはどうでしょうか。林野の場合でも、最近あらゆる機械が入つておりますから、これは伐倒、伐木などというものは、一本の立木を伐倒したなら幾ら幾らと出てまいりますから、この出来高払い制度がいいか悪いかは別として、そういうものは多少あるかもしれんけれども、こういう点、林野ではどういふふうに検討されているのか、この点一つ聞かせていただきたいと思ふ。

○政府委員(松本中雄君) 戦前におきましては、山の仕事をやらせる場合に、親方といふものを中心に、まあ組に対する請負的な、出来高払い的な、そういう仕組みが一般に行なわれておつた。戦後、そのいき方に対して、その親方の搾取その他心配をされて、アメリカの進駐軍による指導によつてそういうものが排除された。そこで、賃金の支払いも各人払いという原則が確立をされて、いままでできておるわけでありま。今回の振動障害を防止するといふ観点に立ちまして、いろんな指導面で、時間規制その他をやっておるわけでありま。また、組合とも協議をしながら、その時間規制が守られておるかどうかという点もときどき点検をしようといういき方もある。後とる予定であります。

最後にもう一つ考えておりますのは、共同出来高払いという方式を今後考えていくべきではないかという点で、組合へも提案をいたしまして、原則的には了解の話し合いがついておるとして了解しております。しかし、具体的な内容につきましては、今後とも協議をしてみたい、こういう状態になつております。

○吉田忠三郎君 いまの答弁でも、私の想像と大体合ふのでありますが、個人請負からつまり共同請負のほうにだんだんやがて発展していくと、賃金制度の中で出来高払いといふものの性格はだんだん希薄になつていきますね。だから、やがてはそういう面から、なくしたつていいじゃないかというふうなことになると思ひますが

ね。その共同組請負ですね、国鉄などと言つていふような。それと類似しております共同出来高払いといふのは、これは組合と話し合つて原則的に了解しているといふことですから、労使双方でやるべきことですから、私もあまり干渉しませんが、一応向かつておる方向はいい方向にきていると思ふ。だからより積極的にこれからは、あなたに希望しておきますが、細部についても、対応機関である労働組合と話し合いをして、あるいは交渉をして、それで最善の方向をつくり上げていっていただきたいと思ふのです。これは長官、一般論から私は言つておるんですが、林野のいま白ろろ病を私が取り上げている中で聞いているのは、その一般論としてではないわけで、こうしたたいへんな病気がどんどん統廃をしてきているのは、最初から言われているいろいろな現象があるんですが、おもに林業の中でも伐採、伐木に当たるものがその対象になつておるということが明らかになつてきましたね。そうしますと、この業務といふものは有害業務であるといふふうに認識しても、そう誤りがないのじゃないか。ですから、そうした有害業務に対しては、理論的には、いろいろな出来高払いという制度の中に幾つかの理論がありますが、そういう理論だけではなくして、有害業務に対しては、特殊なものであるから、こうした出来高払いという古い形の賃金制度といふものを残しておくことは、私は、あまりいい結果にならないのじゃないか、これは私の感じ方ですが、ですから、ここあたりは、将来に向けてこういう点も労使双方で話し合つてみて、改善されるものなら改善していったほうがいいのじゃないかと思ひますが、長官どうお考えでございませうか。

○政府委員(松本中雄君) 林野庁で、国有林野の事業の場合でございますが、日給払い制と出来高払い制の両建てをやつておるわけでありま。考へては、出来高払い制をとる場合の原則と申しますか、考へ方といつたしましては、まず第一点にこの山の仕事、多くの場合自立的性格の強いものであると

いうこと。それから第二点は、労働の成果がその作業の現場で完結をする、かつその成果は計量可能といふこと。第三点は、その作業箇所は、多くの場合広い地域に分散をしておりまして、指導監督が十分に行き渡りかねるという実態にございませう。以上のような点を考慮いたしまして、出来高払い制をとることが適当であるといふ場合には、その方式をとるよう指導していく。ただ、その出来高払い制をとることによつて振動障害に影響があるのじゃないかといふ心配を対しましては、先ほどもお話ししましたように、指導面あるいは技術面を通じて、また点検といふこともやりまして、なお、いまのお話の共同の出来高払いという新しい方向も検討をしながら万全を期して対処してまいりたい、このように思ひます。

○吉田忠三郎君 たいへん、實際経験しておりますから、多少弾力的な答えになります。私は、原則的にはそれでいいと思ふのです。ただ、長官、原局の局長をやつて十分御案内のとおり、いまの出来高払いの制度では、同じ仕事をしておつたとして大体三千円ぐらいでしようね。それが、常勤の作業員によつて日給制で払うということになると、半分の千五百円ぐらいにしかならないですね。ですから、そういう疑わしい患者、つまりそういう白ろろ病という認定はされていませんけれども、疑わしい人がたくさんいるわけですね。そういう人が危険、有害であるといふことを感じながらも、いまの制度ではやはり生活をしてまいらなければならぬから、三千円の出る出来高払いのほうにいく、こういうことになりま。だから、これはこの病気の賃金のことがいまの段階では非常に密接不可分のような関係になつておるのです。こういう点、あなたは、自立性が強いものだからいろいろなことを考えながらやつていくといふことですか、原則的にはそれでいいと思ひますが、危険、有害であるといふ業務だけに、こういう点だつていまこで改めまつか何とかという点でなくて、それはやはり作業をしております労働者とあなた方とは、こういう点を含め

でもっとも検討、研究、そしてまた煮詰める問題ではなからうかと、こう思うのですがね。こういう点いかがですか。

○政府委員(松本中雄君) 最初に、これは直接の御質問ではございませんが、先生の認識されておる点で少し正確でないような点が見受けられましたので、ちょっとこれはお断りの意味でお話をいたしますが、それは、振動障害の心配がある、あるいは認定をされたという場合に、医師の診断によってそれぞれの適当な職場に転換をさせる、あるいは療養をさせるということでございますが、その転換をさせる場合に、本人の希望も聞きまして、日給制のほうがよいという場合にはそちらのほうに回す場合もございますが、多くの場合は振動障害を直接扱わない、同じ現場の近くにおる集材、運材のほうに回すのが大部分でございます。これは振動障害の機械に直接タッチをしないということ、その場合の賃金の格差は、平均してでございますが、一割前後、一割もない場合が多いと思ひます。

一方、職場をかえたという場合の賃金の保障というものも、休業補償の例を勘案いたしまして、それを下回らない線で組合とも考え方が一致して、いま実施中でございます。でありますので、その賃金はダウンしないというふうに林野庁としては了解をしております。

いま申し上げたのは、比率は申し上げませんでしたが、最低保障するという、そのパーセントは何%と先回の委員会ではすでに申し上げてございまして、それは認定を受けた人だけでございまして、認定を受けない人につきましては、いま組合と協議中でございます。

○吉田忠三郎君 これ以降もまだたくさん質問ありますから、この次にしたいと思ひますが、いま長官が答へられたのは、あなたの認識と多くの認識とが違つていないのです。認定を受けた者については収入の上で差がない。ところが、将来の林野事業に対する雇用安定というものを非常に心配しているものですからね、老齢化している。

だから、募集しても来ないでしよう、若い人が来ませんね。だから、将来の林野事業の労働力確保という面で非常に心配しているのです。いま、病氣として認定されている者は、職場を變えるときに、前の職場を下回らないようにできるだけあなたの方で配慮して、賃金ダウンしないように組合と協議してやっています、それはいいのですが、認定されない者、それから、振動機械を使うことによって、いつかはそういう病氣になる危険性がいるところあるわけですから、どうしてもそういう機械を使うような作業につきながらなるかという、日給制のほうに行きたがる連中が出るかという、そうすると、日給制の場合には同じ仕事をしておても、出来高払いの場合にはいまと三千元、日給制のほうに行くと千五百円にしかならない。だから、そういうことも将来考へて、もう少し組合さんとあなたの方のほうは十分——われわれ以上にそういうことについて知つていなければならない、検討してみる必要はあるのじゃないか。たとえば、そのためにやれば多少お金のかることであるから、そういう人人体に有害、危険であるというような作業をさせる場合は手当をつけるとか、金額をどうするとか、どうする問題は労使双方でやればよいのだけれども、そういう問題はこれから研究に値する問題じゃないか、こう思つて聞いているので、現に認定された者についてはあなたと私の認識はちつとも變つていないのです。これは課長が詳しいから課長でもいいですよ、答へは。

○政府委員(松本中雄君) どうも失礼いたしました。訴え者のうちで、認定をすればいいものように処置します。認定に至らない者をどうするかという点でございまして、それは医師からの注意をよく聞きまして、いまま程度以上、二時間規制以内ならもう少しやってもいいだろうという者については、観察をしながら従来のことをやらしてみてもいいか、これは用心をする

にこしたことはないというように者に對しましては伐木造材手からはずしまして、たとえばいまもお話しましたような集運材手、賃金の差はあまりございせんが、集材、運材のほうに回つて様子を見るということ、それそれその本人の希望もございまして、医師の診断結果を勘案しながらやっておりますような状態でございます。

○吉田忠三郎君 ちょっとさういふ言つては、これに對して答へていない、その部分は、だから、それはそういう患者であるとか類似患者、それはそれでいいんです。よくの言つては、これは、将来の林野事業の労働力を確保するという観点から、つまり日給制と出来高払い制には、片や三千元、片や千五百円という開きがあるわけですから、そういうことも等も労働力を将来確保していくという観点で、つまり人体に有害、危険であるというような機械をもつて作業にかかす場合においては、これからも労働組合と十分相談をして、額は別として、その事前に労働力を確保する、先取りしていく政策ですよ、やり方とすれば、そういう意味で手当などというものは考へていかなきゃならぬだろうし、そういうことを協議したり、話し合つていくことについても研究の値のあることではないかと、こう聞いています。

○政府委員(松本中雄君) いまの時点では、出来高払い制、日給払い制につきまして考へ方を變えるような事態になつておるといふふうには理解をいたしておりません。といひますのは、いまの制度で出来高払いを続けていきましたら振動障害は防げるということ、もう一つ考へなければいけないことは、日本林業がかつてのうちに国内だけの視野でやつていけないような事態になつております。これは申し上げるまでもなく、国内で消費されます木材の量の半分はもう外材であります。外材が日本の国内材に比べて相対的に安いという時代になつておる。しかもそれは自由貿易である。関税もかつておりましたが、大部分にはかつておらない。そういうものを踏まえまして、やはり

そこに日本林業、国有林も能率性で外国と競争しなければいけぬということを考へなければいけなわけですね。そういうことで出来高払い制——能率を端的にあらわされるものは出来高払いということ、また諸外国の例を見ましても、チェーンソーの伐木造材のほとんどが出来高制をとつておるようでございます。したがしまして、当面は、これを日給払いに全面的に転換をするということ考へておられません。しかし、将来この障害がどのように進展をするか、規制の結果、それがおさまるかどうでないか、そういう状態を勘案しながら、必要とあればこれは検討してまいりたいと、このように考へております。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ本日調査はこの程度にとどめたいと思ひます。

○委員長(佐野芳雄君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。野原労働大臣。

○國務大臣(野原正勝君) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済法は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するため、昭和三十四年に制定され、この法律に基づきまして、現在、中小企業一般の従業員を対象とする中小企業退職金共済制度と、建設業並びに清酒製造業に期間を定めて雇用される従業員を対象とするいわゆる特定業種退職金共済制度の二種類の制度が設けられておるものであります。

これらの制度の現在の普及状況を見ますと、両制度合わせて、加入事業主数約十七万人、従業員数約二百五十二万人という実績をあげておるものであります。

このような実績から見まして、これらの制度は、中小企業労働福祉対策の主要な柱の一つとして、中小企業に働く従業員の福祉の増進と中小企

業の振興のため、貢献するところ大であると信ずるものであります。

しかしながら、本制度を最近における社会経済情勢に即応した、より効果的なものとし、本制度の一その普及発展をはかるためには、なお改善を要する幾つかの点があるものであります。

すなわち、近年の賃金・退職金水準の上昇等を考えますとき、現行中小企業退職金共済制度における掛金月額は、実情に即さないものとなつてきているのであります。他方、中小企業においても退職金制度についての関心が高まつている折から、本制度を一その魅力あるものとするため、退職金給付に対する国庫補助を増額する必要があると考えられるのであります。

また、現行制度では、死亡退職者につきまして、特段の配慮はなされていなかったのであります。死亡という特殊事情を考慮いたしますとき、死亡退職者にかかわる退職金給付について、改善をはかることが適当と考えられるのであります。

以上のような事情にかんがみ、政府といたしましては、これらの諸点につき所要の改善を行なうこととし、中小企業退職金共済審議会に諮問の上、その答申を得て、この法律案を提出するに至った次第であります。

次に、法律案の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

この法律案は、以上申し述べました趣旨に基づいたものでありまして、その内容は、次の三点であります。

第一点は、中小企業退職金共済制度における退職金給付に対する国庫補助の増額であります。すなわち、現行制度では、退職金の給付に關し、掛金月額二百円に対応する退職金について、掛金の納付された期間が三年以上十年未満は五%、十年以上は一〇%の国庫補助が行なわれているのであります。退職金の国庫補助対象部分を掛金月額二百円に対応するものから掛金月額四百円に対応するものに引き上げ、国庫補助を増額することと

いたしましたことであります。

第二点は、掛金月額の引上げであります。現行中小企業退職金共済制度では掛金月額の最低額は二百円、最高額は二千円とされているのであります。これを、最低額四百円、最高額四千円にそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

第三点は、死亡退職者にかかる退職金給付の改善であります。現行制度では、長期勤続者に対する退職金給付を有利にするため、短期勤続者の場合には、退職金が支給されず、または退職金の額が納付された掛け金の総額に満たないことがありますが、死亡退職者につきましては、特例を設けることとしたし、掛け金納付期間が一年以上の死亡退職者につきましては、少なくとも納付された掛け金の総額以上の退職金を支給することとしたこととあります。

その他、これらの改正が円滑に実施されるよう所要の経過措置を講ずることとしたしております。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月三日)

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

第七号中正誤

段行

二三八

監督局長

三二六

閉鎖

誤

正

基準局長

持って

閉鎖

昭和四十五年四月二十三日印刷

昭和四十五年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局